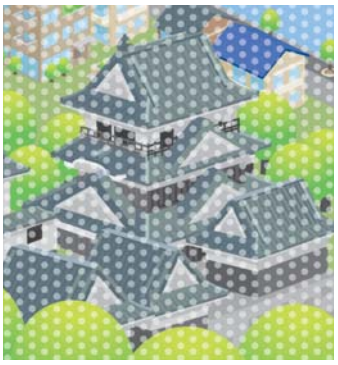

第３章

これまでの取組と新たな施策

基本方針 1 快適な暮らしづくりの下水道

施策 1 汚水処理の普及

1 施策の目的

- 公共下水道※や合併処理浄化槽※などの汚水処理施設を整備し、衛生的で快適な生活を実現します。
- 汚水を適切に処理し、川や海などの公共用水域※の水質保全を図ります。

【背景】

下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るために必要不可欠な社会基盤施設です。

本市では、汚水処理をその地域の特性に合わせて公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設※で整備しています。

汚水処理人口普及率※は84.6%で、これは、全国平均の89.9%と比べると5.3ポイント低い状況です。

そのうち、公共下水道事業は、4,947.5haを整備し、下水道処理人口は約316千人、下水道処理人口普及率は、61.3%です。これも、全国平均の77.8%と比べると、16.5ポイント低い状況です。

また、国は、全国の汚水処理人口普及率が約9割になったため、未普及地域の早期整備を目指し、今後10年程度を目標に汚水処理をおおむね完了するように求めています。(数値は平成27年度末の実績値)。

汚水処理概念図

平成27年度末汚水処理人口普及率

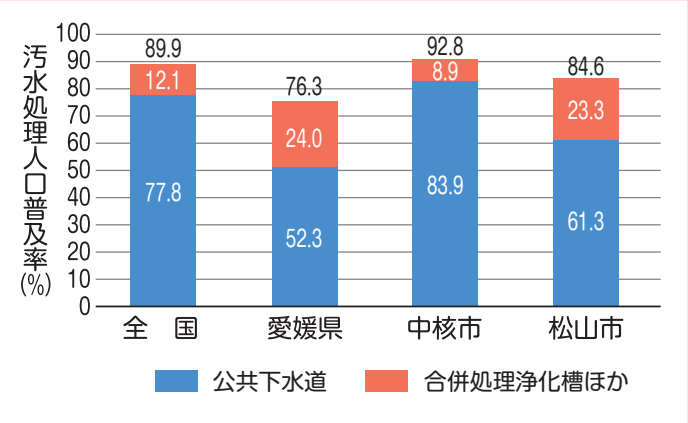

用語：公共下水道,合併処理浄化槽,公共用水域,農業集落排水施設,汚水処理人口普及率

2 これまでの取組・実績

①汚水処理施設の整備

市街化区域※は公共下水道、市街化調整区域※は合併処理浄化槽による整備を基本とし、一部の地域は農業集落排水施設で整備しています。

そのうち、公共下水道は、投資効果や水質改善効果の高い地区から優先的に計画し、「整備予定マップ※」をホームページで公表することで、今後の整備計画を市民の皆さまにお知らせしています。

普及率の推移

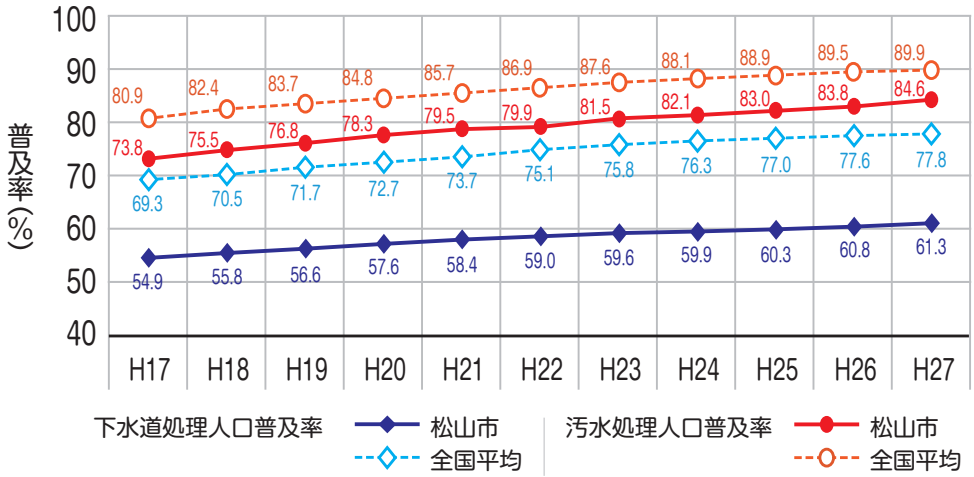

松山市の汚水処理計画図

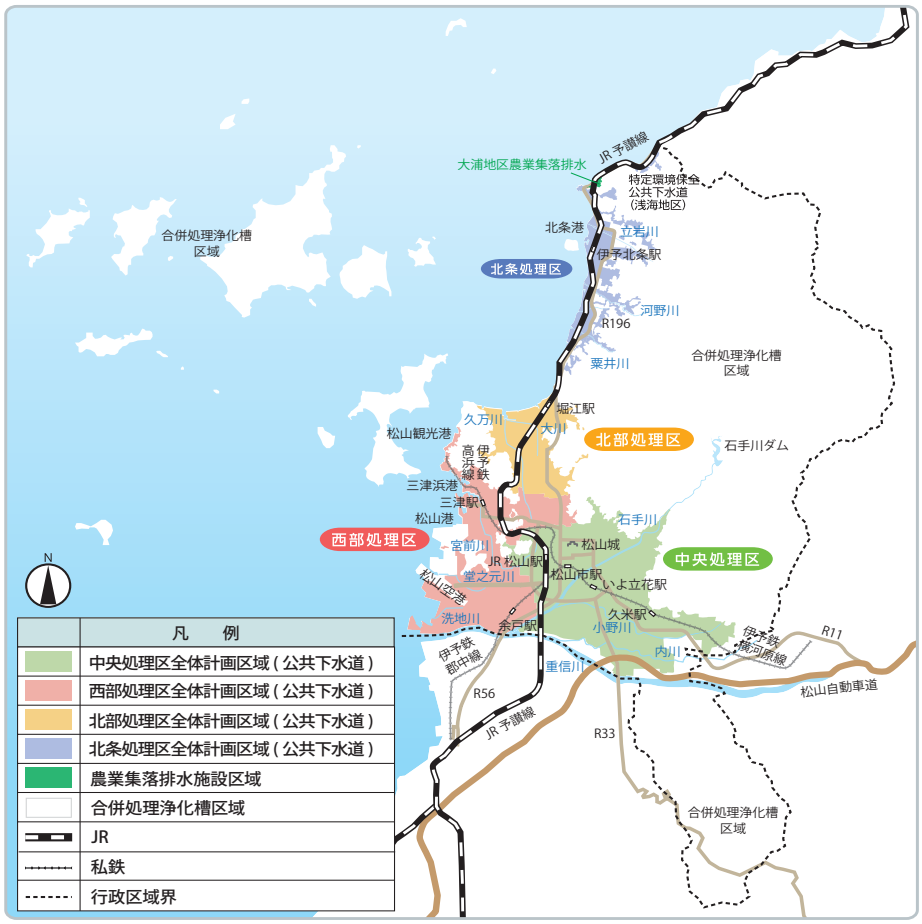

用語：市街化区域,市街化調整区域,整備予定マップ

②これまでの取組による効果

市坪地区を流れる傍示川では、現在、メダカ（絶滅危惧Ⅱ類）の生息が確認されるなど、汚水処理施設の普及が進んだ地域では、公共用水域の水質が改善されています。

（写真は市坪西町中央公園内）

傍示川の水質改善状況

傍示川流域の公共下水道の普及割合と水質の関係

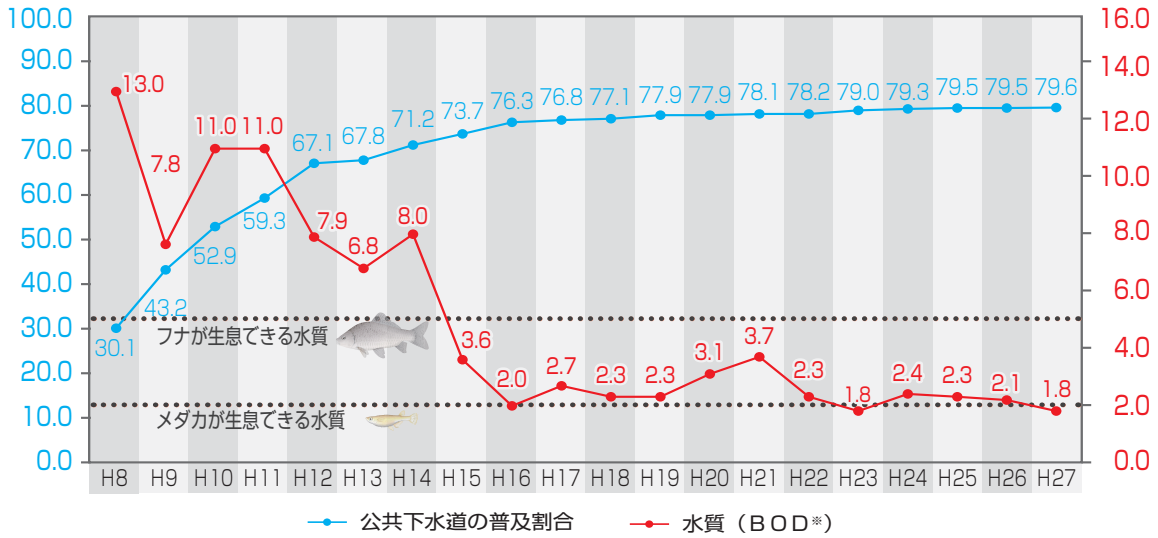

3 課　題

①整備の遅れ

本市の汚水処理人口普及率は、過去5年間で4.7ポイント上昇したものの、全国平均と比べると5.3ポイント低く、下水道処理人口普及率も全国平均を16.5ポイント下回っています。また、市内中心部にも公共下水道が普及していない地域があります。

②下水道事業を取り巻く情勢の変化への対応

頻発する局地的大雨や地震・津波などの自然災害、下水道施設の老朽化への対応など、汚水処理施設の整備以外にも取り組むべき施策が多くあり、今後も、財政面での厳しさが更に増していくことが予想されます。

③時間的な整備目標

国土交通省が策定した「新下水道ビジョン」では、今後10年程度を目標に汚水処理施設の整備をおおむね完了させることが求められています。

用語：BOD

4 施策の方針

人口・環境・収益性・効率性の4つの視点から投資効果や水質改善効果の高い地区を優先して計画し、既存施設の処理能力が最大限有効活用できるように下水道整備を進めます。

また、公共下水道と合併処理浄化槽を合わせて汚水処理人口を増加させ、川や海などの公共用水域の水質保全を図り、衛生的で快適な生活環境を目指します。

5 今後の取組

投資効果や水質改善効果の高い市内中心部の未普及地域の整備を優先的に行うとともに、国土交通省が進める「下水道クイックプロジェクト※」の新技術を活用し、コスト縮減や工期短縮に努めます。

本構想期間内の整備予定箇所図

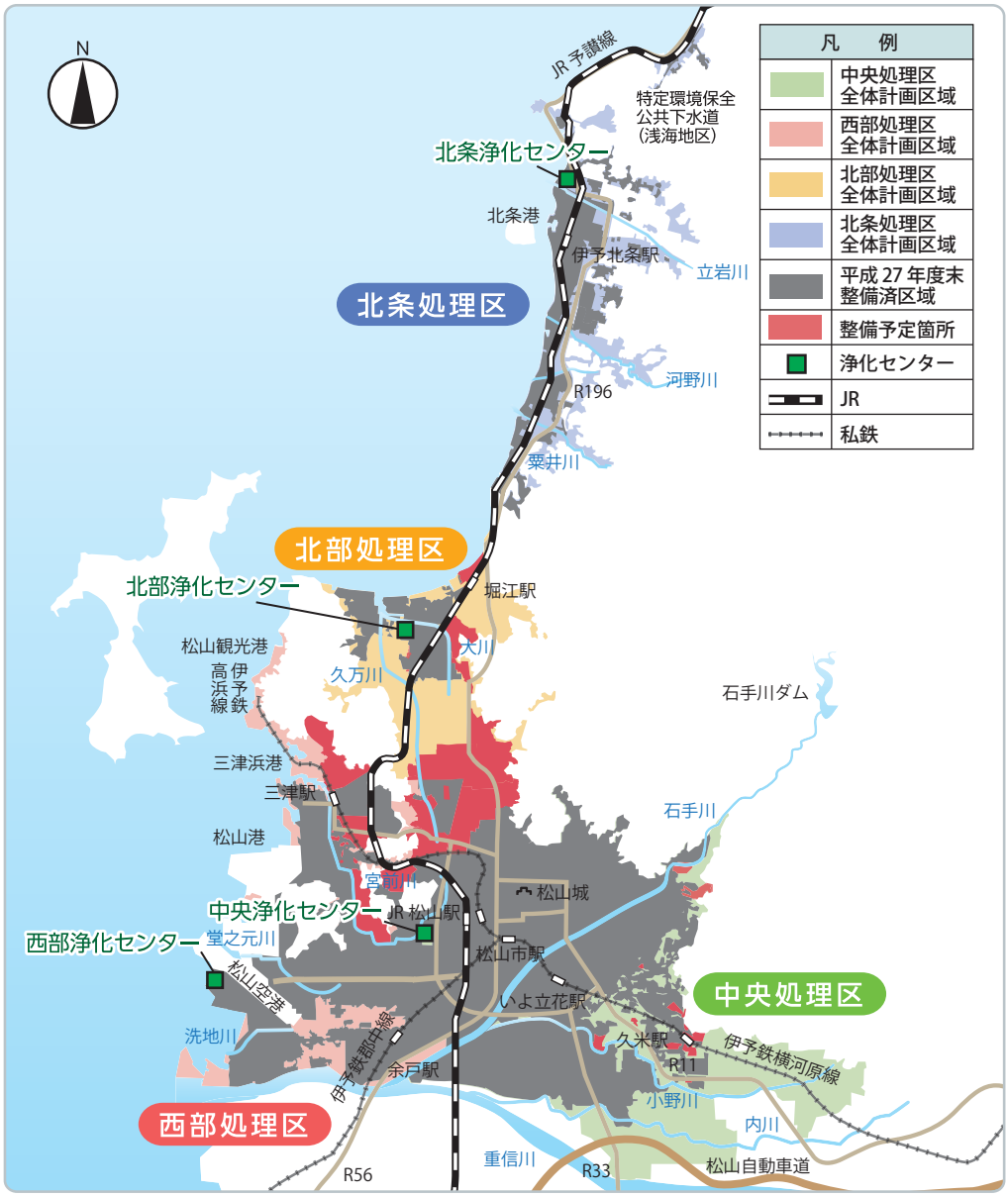

注：社会情勢の変化等に伴い、整備地域を見直す場合があります。

用語：下水道クイックプロジェクト

6 指　　標

指　　標	単位	5 年 前	現　　状	中　　間	目　　標
		H23 末	H27 末	H33 末	H38 末
① 汚水処理人口普及率	%	81.5	84.6	90.0	95.0
② 下水道処理人口普及率	%	59.6	61.3	65.0	69.0

【指標説明】
①汚水処理人口普及率＝総人口のうち、公共下水道・農業集落排水施設・合併処理浄化槽の処理区域内人口の割合
②下水道処理人口普及率＝総人口のうち、公共下水道の処理区域内人口の割合

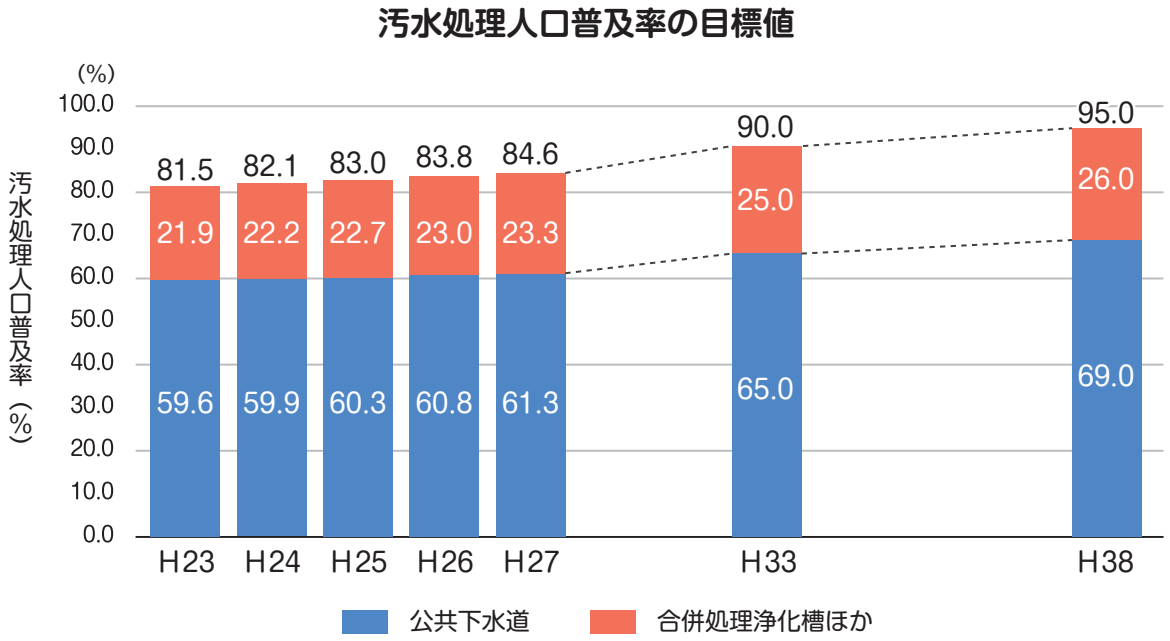

水洗トイレだから我が家は安心!?

生活排水と河川環境の話をした際に、「我が家は水洗トイレだから大丈夫!!」といった声をよく耳にします。

しかし、ここで一つ“落とし穴”

水洗トイレでも、川や海の水質悪化の要因になるケースがあります。

●汚れた水の処理方法

家庭から出る水は、トイレから出る「し尿」と台所・お風呂・洗面所などから出る「生活雑排水」に分けられます。

下水道に接続している家や合併処理浄化槽を設置している家は、し尿・生活雑排水ともに処理されていますが、汲み取り便所と単独処理浄化槽※を設置している家は、生活雑排水が処理されないまま、川や海に放流されています。（下図参照）

また、単独処理浄化槽を設置している家では、トイレが水洗化されているため、合併処理浄化槽を設置している家のように、生活雑排水も処理されていると思い違いをしている場合があります。

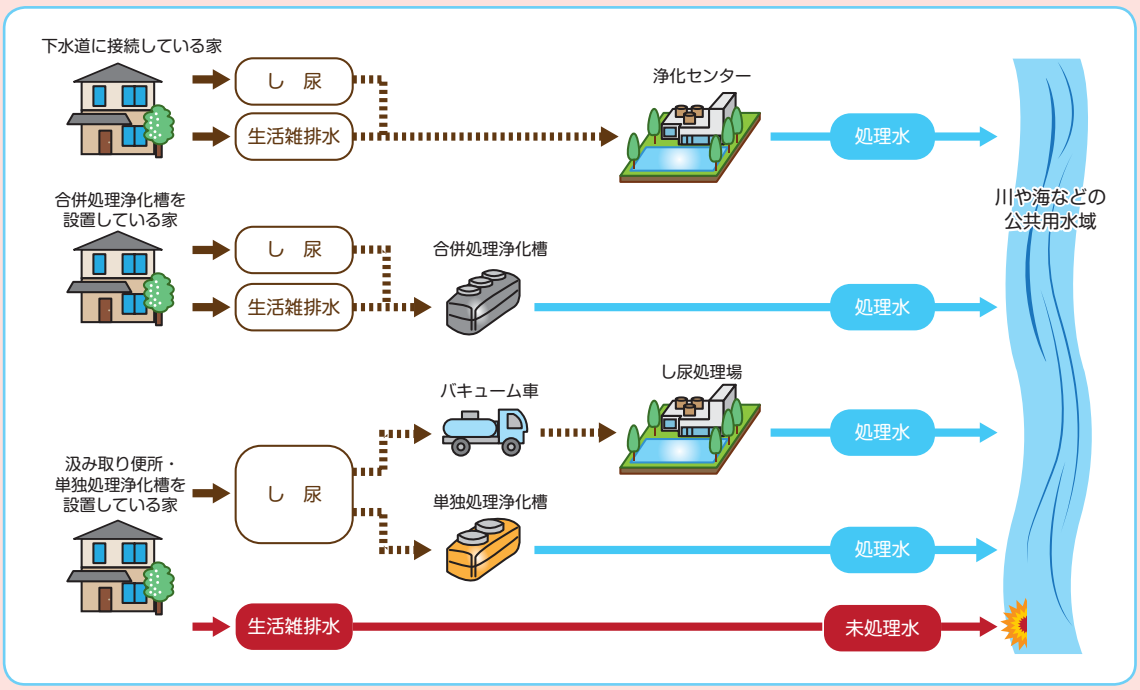

水洗化のお願い

汲み取り便所や単独処理浄化槽を設置している家では、生活雑排水が未処理で川や海などに放流され、水質悪化の要因となっています。

そのため、公共下水道の処理区域では、早期の下水道接続にご協力ください。

また、合併処理浄化槽の設置費補助制度対象区域では、新規設置や転換にご協力ください。

用語：単独処理浄化槽